資料１
（第31回 監視円卓会議）

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議
（第３０回）

議　　事　　録（案）

と　き：平成２５年１１月１５日（金）午後２時開会
ところ：Ｐ　Ｃ　Ｂ　処　理　情　報　セ　ン　タ　ー

１．開　　会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課で廃棄物を担当しております大林と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。概ね１６時を目途に終了したいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

なお、本日は、齋藤委員、森川委員、時田委員、永澤委員、藤当委員、吉田委員の６名からご欠席の連絡をいただいております。

また、事務局からのお願いでございますが、本会議では、議事録を作成し、公表しております。ご意見、ご質問等の際には、必ずマイクを使用してご発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の千葉よりご挨拶を申し上げます。

【千葉局長】

北海道庁環境生活部の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様を初め、近隣自治体、オブザーバーの方々には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この監視円卓会議は、平成１７年９月に第１回目を開催して以来、今回がちょうど３０回目となります。この間、ＰＣＢ廃棄物の処理事業を監視していただくとともに、情報の共有と相互理解のためのリスクコミュニケーションの場としてこの会議が大きく機能してきたことは、ひとえに、眞柄委員長をはじめ、委員、関係者の皆様方のご協力の賜物であると思っております。

前回の会議から３カ月半ほど経ちましたけれども、この間の主な出来事は二つあります。一つ目は、９月９日から増設施設が営業運転を開始したということです。二つ目は、１０月２５日ですが、環境省さんから室蘭市と道に対して事業の変更に関する要請があったことです。

本日の会議では、これらに関しまして当初施設、増設施設の運転状況、あるいは環境モニタリング結果などを報告した後、環境省さんから今後のＰＣＢの処理促進策などにつきましてご説明いただくことになっております。

今後とも、ＰＣＢ廃棄物の処理事業が安全かつ確実に進められていくよう取り組んでまいりたいと思いますので、委員の皆さんからの忌憚のないご意見を賜りますよう、本日もよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとして環境省からご出席していただいております産業廃棄物課の塚本課長より、ご挨拶いただきます。

【環境省】

皆様、こんにちは。環境省の塚本でございます。

眞柄委員長及び委員の皆様、オブザーバーの皆様、地元室蘭市及び北海道の皆様方におかれましては、日ごろより、ＪＥＳＣＯの北海道事業所におけるＰＣＢ廃棄物の処理につきまして、多大なるご指導、ご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

おかげさまで、平成２０年に操業開始いたしました北海道事業所のＰＣＢ廃棄物の処理を安全、着実に進ませていただいております。

また、安定器等を処理するプラズマの溶融設備の増設事業でございますが、こちらについても安全かつ確実な処理を試運転で確認をさせていただき、９月から正式稼働と、これまで順調に作業を行っているところでございます。

さて、ただいま、道の千葉局長からもご紹介がございましたが、環境省では、昨年８月の検討会の報告書を受けて、日本全体として今後どのようなＰＣＢの処理の促進策が望ましいのか、どうやれば一日でも早く日本全体のＰＣＢを無くせるのか、あるいは、計画を延長せざるを得ないとして、確実に終わるためには、どこまで延長するべきなのかということをずっと検討してまいりました。

このたび、国としての考え方をようやくとりまとめることができまして、１０月２５日に室蘭市、北海道に案をお示しいたしました。

また、１１月５日には、環境省の検討委員会を再開いたしまして、その場で、国としての全体の案をご説明させていただきました。

検討会の席には、この監視委員会を代表しまして眞柄先生にもご出席をいただきました。眞柄先生から非常にたくさんのご指摘、ご意見いただきましたが、中でも、監視委員会の皆様が長年にわたりボランティアとしてこの委員会を支えてくださったということの重要性について、ご発言がありました。これに対しまして、国からは、監視委員会の皆様のこうしたご努力、ご指導によりＪＥＳＣＯがこれまで安全に操業をすることができたことに感謝をしておるということを申し上げさせていただきました。

既にお知らせをしているところでございますが、本日の夜、そして、明日の午後にも、国としてお示しする処理の案について市内で市民の皆様への説明会を開催させていただきます。

環境省といたしましては、ＰＣＢの一刻も早い処理、そして、何よりも、安全第一で行っていくという考え方に変わりはございません。今後とも、北海道のお力も借りながら、ＪＥＳＣＯをしっかりと指導して処理を進めてまいりたいと考えております。

本日は、限られた時間の中ではございますが、是非、皆様方から貴重なご意見、活発なご議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】
ありがとうございました。
それでは、眞柄委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

２．議　　事
【委員長】
かしこまりました。
それでは、前回の円卓会議の議事録でございますが、これにつきましては、事前に委員の方々にお送りをいただいております。特にご指摘もご意見も無いようでございますので、前回の議事録はこういう形で定めさせていただきます。お願いいたします。
それでは、早速ですが、北海道事業の進捗状況につきまして説明をしてください。お願いします。

【ＪＥＳＣＯ】
日本環境安全事業株式会社でございます。
早速、資料に基づきまして、最近の状況をご報告させていただきます。
資料番号２－１から説明させていただきます。表題は「日本環境安全事業（株）におけるＰＣＢ廃棄物処理事業の現況」ということで、私どもの五つの処理事業の状況を記載してございます。
この内容につきましては、北海道事業の増設事業がスタートしたことが追記になっていますが、それ以外につきましては、各事業所、安全操業を継続しているということで報告に代えたいと思います。
引き続きまして、資料の２－２になります。表題は「北海道事業の進捗事業」でございます。これも毎回ご報告させていただいていますが、平成１５年から現在までの北海道事業所のいろいろな出来事を時系列的に紹介させていただいております。
前回の円卓会議以降の出来事につきましては、６ページに、平成２５年度の前回の監視円卓会議が７月３１日でございましたので、それ以降のいろいろな出来事を記載させていただきました。
最近の状況としましては、９月の１カ月間に当初施設の定期点検を実施しました。また、９月９日に総合防災訓練、増設処理施設が同日操業を開始したことをご報告させていただきます。
引き続きまして、資料２－３の「稼働状況」でございます。
１ページ目が受け入れ状況で、トランス類、コンデンサ類、ＰＣＢ油類を道内・道外別

に分けまして台数を記載しております。

合計欄は、表の右下になります。総計で３５，９００台のトランス、コンデンサ等を受け入れています。道外分を五つのブロックに分けた場合の状況を２ページ目に紹介してございます。

道外ブロック別の受け入れ台数でございます。それぞれ各ブロックごとのトランス、コンデンサ等の台数を記載してございます。

次に、３ページ目になります。処理の状況です。

抜油ベースということで、それぞれトランス、コンデンサからＰＣＢを抜いた時点の処理台数を記載してございます。表の一番下に進捗率ということで、トランス類は６７．６％、コンデンサ類は５７．５％となります。私どもの登録台数をもとに、この進捗率を記載させていただきました。

以上が処理の状況です。

最近、１年間の月別のトランス、コンデンサの処理をグラフでもって紹介させていただいたのが４ページでございます。

上段がトランス類、下がコンデンサ類で、ほぼ例年的な処理をしております。少し紹介させていただきますと、このグラフ上からは分かりませんが、やはり、７月と８月の大雨、ＪＲの運行停止によりまして、搬入時期等の入れ替えや遅延等が発生しましたが、何とか処理は概ね計画の処理台数を実施しているところでございます。

５ページ目に入りまして、下から、ＰＣＢを処理した後のいろいろな処理済み物の処理の方法、数字等を記載してございます。５ページ目の下が有価物の払い出しの実績で、鉄、銅、アルミ等も有価物として、代金をいただいて払い出している物の数量でございます。

最後のページになりますが、上段が産業廃棄物の払い出しの実績、素子類の紙とか廃アルカリは、産業廃棄物として払い出しているところでございます。

このページの一番下になるのですが、前回からご報告をさせていただいております無害化処理認定施設への払い出し実績ということで、ＰＣＢ濃度が５，０００ｐｐｍを下回っているものにつきましては、無害化処理認定施設に払い出しています。本年の２月から、保護具類、廃活性炭類、素子類をそれぞれドラム缶等に入れまして、無害化処理認定施設に払い出している実績でございます。こちらも計画どおり進捗しているところでございます。

続きまして、資料の２－４を松本からご報告させていただきます。

【ＪＥＳＣＯ】

増設を担当しております松本でございます。

それでは、資料２－４につきまして、増設施設についてご説明させていただきます。

１ページの上に、試運転の概要を表にまとめております。これは、以前のこの場でもご

説明いたしましたが、改めてここに記載しております。

試運転項目は大きく左側に書いております。三つございまして、単体の機器調整運転、模擬物を使いました非ＰＣＢ廃棄物の負荷試運転、それから最後に、実際にＰＣＢの廃棄物を使いましての負荷試運転と、ここまでで一連の試験を今年１月から７月末までに全て一通り終えております。

その下、試運転の実績工程ということで、これも以前ご紹介しておりますが、改めて載せております。各項目の後ろに実際に行った日付をつけております。この表の６月、７月、ＰＣＢ廃棄物の負荷試運転が７月までに終わりまして、その後、一番上の主要官庁の検査等というところに書いてございますが、７月までの試験結果をもちまして、廃棄物処理法に基づきます使用前検査、さらには、増設が加わったことによる処分業の変更許可を８月３０日に行政からいただいております。

また、この表には書いてございませんが、８月２１日に我々ＪＥＳＣＯが請負者ＪＶに対して最後の完了検査も行いまして、無事合格ということになっております。

それから、表の一番下になりますけれども、８月３０日から１週間かけまして運転会社の技術の向上を目指した習熟運転も実施しております。

以上が試運転の実績工程になります。

２ページ目に６月、７月の試運転の結果の総括として数字をまとめてございます。

６月の試運転の結果につきましては、前回、７月のこの場で一度ご説明はさせていただいておりますが、７月の数字も改めて追加してまとめております。

一番上、ＰＣＢ廃棄物搬入量といたしましては、この数字を全部合計しますと約４０ｔ受け入れております。それらが６月、７月、１系、２系、それぞれで合計４０ｔの廃棄物を処理したということになっております。

続きまして、３ページ目になります。

これが試運転の最中の環境に対する排出源モニタリング、あるいは周辺環境モニタリングの分析結果をまとめたものになります。

６月の試運転の結果については、同じく前回の７月のこの場でご報告をさせていただきました。７月の結果についても、そのすぐ右に書いてございますけれども、廃棄物処理法の各届出数値、環境モニタリング計画の各項目に対しまして、一番右側の排出管理目標値に対しては非常に低い値という結果になっております。細かな数字の説明は省略させていただきます。

最後の４ページ目になります。

ここで操業開始後の状況につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず１番目、主な経緯でございます。

９月９日に操業を開始いたしました。これはＰＣＢ汚染物をこの施設に初めて受け入れた日ということになっております。そして、翌１０日に前処理作業、詰替作業を開始いたしまして、プラズマ溶融分解炉の投入は９月１１日に初めて投入を開始しております。そ

して、１カ月後の１０月９日には関係者の方々をお招きいたしまして、この増設施設で操業式を開催いたしました。併せて、この日にもう片方の炉、プラズマの２系統目のほうにもＰＣＢ廃棄物を投入開始して、以後、２炉のフル稼働状態となったという形でございます。

その下の２番目に、１０月末までの処理実績を書いてございます。９月９日以降の９月と１０月の数字を各汚染物の品目ごとにまとめております。受け入れ、前処理、そしてプラズマ炉まで投入した缶、それから重量をまとめております。

一番上の累計になりますけれども、１０月末までで、受け入れ物に関しましては約６７ｔ、そして、プラズマ炉に投入した数字を合計いたしますと約１００ｔ弱という数字になります。

なお、プラズマ処理に関しましては、途中で合わせます塩基度調整剤の重量も含まれておりますので多い数字となっております。実際に塩基度調整剤は１００ｔ近くの処理した量の中の約半分ぐらいとなっております。

それから、払い出し物、スラグと固形物に関しまして、一番下に書いておりますように、累計の数字、スラグに関しては約１００ｔ、固形物に関しては５ｔの払い出し物として搬出しております。

なお、本円卓会議でもいろいろとご議論、ご意見をいただきましたが、現状で、スラグに関しましては、近隣の最終処分場に出しております。また、固形物に関しましては、いろいろとご議論いただきましたが、最終的に我々は再資源化業者と契約することができましたので、最終処分ではなく、再資源化ということで、現在、払い出しているところでございます。

以上、資料２－４についての説明を終わります。

引き続き、資料２－５です。

【ＪＥＳＣＯ】

安全対策課長の中尾でございます。

私から、資料２－５と２－６についてご説明させていただきます。

資料２－５のトラブル事象等についてでございます。

前回の円卓会議以降のトラブルでございますが、１０月３０日、増設施設におきましてスラグ受け容器外の出滓という区分Ⅲの事象が１件ございました。これについては、次のページで後ほど詳しく説明いたします。

その下、不具合事象についてですけれども、前回の会議以降、２５件の不具合と４１件の不具合事象未満を報告して、こちらの情報センターにて公表しております。

なお、増設の操業した９月９日以降、増設分についての不具合の報告を開始しているところでございます。

１枚めくっていただきまして、１０月３０日に発生したトラブルの概要でございます。

発生日時は１３時６分ごろで、場所は増設処理棟１階、プラズマ分解炉室の１系プラズマ溶融炉（管理区域レベル２）でございます。環境への影響等、ＰＣＢの汚染の可能性もございませんでした。

概要でございます。

こちらの図でございますけれども、出滓するところのポンチ絵でございます。樋(とい)から溶融したスラグが、本来、スラグ受け容器のほうに落ちてくるという構造でございますが、この時は、本来２缶セットすべき受け容器の１缶目がセットされておらず、スラグ受け容器パンに直接スラグが落ちたという事象でございます。

その時に落ちたスラグは約８１ｋｇで、その時点で運転員がスラグ受け容器が無いことに気がつきまして、スラグの出滓を中断しております。残りのスラグ１，１５０ｋｇについては２缶目で回収し、その後、冷却工程に入っております。

この原因でございますけれども、一つは、スラグ受容器をセットし忘れたということでございます。それは、セット作業が一人作業であったため、確実なチェックができなかったということです。その後、セットするまでに確認する機会があったのですが、チェックする場所が暗く、十分確認ができなかったというところでございます。

再発防止対策ですが、スラグ受け容器のセットについては、今後、必ず２人作業で実施するという形で作業要領を改訂しております。また、確認についても適時実施するということ、あとは出滓場所に投光器を設置しまして、場所を明るくして中を分かりやすくしました。

下の写真で、上段の真ん中がスラグのパンに落ちた状況でございます。また、その下の所に投光器の設置状況と、その投光器による内部の明るくなった状況がその下の写真に出ております。これらの対策を講じまして、１１月１日に操業を再開しております。

今回の事象でございますが、十分な耐火性を有するパンへのスラグの落下ということで、当初でいくと、漏洩事象に相当するものと考えまして、本件については行政にご報告いたしました。

ただ、初めての事象でございましたので、この区分についてご相談した結果、環境への特段の影響はないが、地域住民等に不安感を与える事象ということで区分Ⅲの結論に位置しております。

本件については、今月１１日に正式な報告書をご提出し、ホームページにも掲載しているところでございます。

続きまして、資料２－６、総合防災訓練の実施結果についてでございます。

本年４月には、増設施設の総合防災訓練を実施いたしましたが、当初施設につきましては、９月９日に実施しました。これらの訓練につきましては、恒例でございますが、室蘭市消防本部さんのご協力のもとで実施しており、今回、約１５０名が参加しております。

想定は地震に伴う火災と作業員の負傷及びＰＣＢの汚染でございます。当初、予定どおりの訓練を実施しまして、主な反省点として５点を抽出しております。これらの反省点に

ついて今後の対応策に反映することとし、今後も防災訓練を実施して、万が一の災害に備えるようにしたいと考えております。

添付としては、実施状況の写真を掲載しております。

私からは以上です。

【委員長】それでは、ここまでのところで、ご質問やご意見がございましたら、どうぞお出しください。

【○○委員】

プラズマの払い出しのところに、スラグ及び固形物というものがあります。スラグについては、最終処分場で処分し、固形物は、再資源化ということですか、我々は中身が全然分からないのですが、固形物とはどういう成分ですか。

【ＪＥＳＣＯ】

固形物は、プラズマの排気処理工程でバグフィルターという所で排気中のガス中に含まれている、主に重金属類とか、そういったものが固形化になって捕捉されるものなのですけれども、もともとの設備の仕様としては、それらを薬剤処理で封じ込めて最終処分をしようという設備は備えておったのですが、それをせずに、重金属類というのは鉛とか亜鉛などになるのですけれども、それらダスト中に含まれているものも一応は貴重な金属ということで、再資源化ができればそのように払出したいということで我々は探しておったのですが、そのような再資源化業者のほうにダストを持ち込んでおります。そこの処理工程も、炉に入れて、普通の金属精錬という技術になるのですけれども、物質の性状の違いから亜鉛なら亜鉛だけを取り出して、それをさらに有価な金属として払い出す、売り出すという流れで行っているところです。

【○○委員】

重金属については、私は非常に心配していた点です。今のお話で、まだ十分分からないのですけれども、今、精錬によって再利用できるものと、最終的に再利用できないものがあるのではないかという疑問が生じました。なおかつ、重金属というのは、我々の知る範囲で一定程度ありますので、そういうものが最終的に安全に処理されるということは確認できるのですか。

【ＪＥＳＣＯ】

今の重金属類に関して言いますと、精錬会社が金属を売り出すルートによって、商売として、お金をもらって売り出していると思います。ここから出てくる有価物以外の残渣がどうしても出ますので、私の知っている限り、スラグとして、セメントの材料などに使う

施設に持ち込んでおります。

【○○委員】
今の話は、推測の域にすぎないのではないかと私は思います。市民の目線から見れば、ぜひ会社で、最後まで、どうなっているのかという確認をしていただきたいのです。全てを確認しろということではないけれども、少なくとも基本的な確認をしていただきたいと思います。あくまでも、そうだろうという話にしか今は聞こえません。よろしくお願いします。

【ＪＥＳＣＯ】
失礼しました。だろうという発言をしましたけれども、再資源化業者さんとの契約の際には、当然、我々の契約担当が業者に出向いて、施設と払出先、どういうふうに行くかについての確認をしております。東京の人間は行っているのですけれども、我々事業所の人間も近々再資源化業者のほうには、我々から固形物を払い出したタイミングで実際に向こうの担当の方と、どういうふうな流れで、どういうふうな行き先になっているのかというのは、近々確実に確認しようと考えております。

【○○委員】
ぜひ最終的なところまで、工程を含めてここに報告していただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】
よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【委員長】
それでは、現状のところまではご了解いただいたということにいたしたいと思います。
それでは、資料２－７の「活性炭層によるＰＣＢ・ダイオキシンの吸着問題について」、資料が準備されております。前回の円卓会議でこのことについて質問がありましたので、改めて資料が準備されたと思います。よろしくお願いします。

【ＪＥＳＣＯ】
資料２－７、表題が「活性炭層によるＰＣＢ・ダイオキシンの吸着問題について」でございます。
今、眞柄委員長からご説明があったように、前回の円卓会議で、実験先がまだ見つかっていないということと、あと、専門的な内容ということから、その状況も含めましてご報告をすることを見合わせてしまいました。申し訳ございませんでした。

正直なところ、今現在も実験先も探しているところでございますが、その辺りの状況も踏まえ現在の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

○○委員からいろいろなご提案、ご指摘をいただきました。ご指摘ごとの回答につきましては、別添３ページ以降に作成してございますが、本日、時間の関係もございますので、その内容を３ページぐらいでまとめましたので、それに基づき報告をさせていただきたいと思います。ご承知おきください。

まず、１ページ目の１番、全体概要でございます。

（１）の委員の提案概要ということで、最初の３行目まで問題点が指摘されております。私どもの排気処理において、セーフティネットである活性炭層の上流部と下流部において、活性炭の吸着量が上流部よりも下流部が多いという逆転現象が発生しているのが問題点でございます。

その原因としまして、○○委員からは、活性炭の上流部において、一度吸着されたＰＣＢが排気処理のオイルスクラバーのミストが活性炭中に飛んできて、一度くっついたＰＣＢが活性炭から追い出され、下流部に移動しているのではないかというご指摘でございます。これらにつきまして、実験をやって、活性炭層の安全性を確認されたいということで、このページの①から⑤につきまして提案書をいただいたところでございます。

この①から⑤につきまして、具体的な実験の提案は①から③でございますので、①から③について簡単に読ませていただきます。

まず①です。活性炭製造会社からの活性炭の平衡吸着量４７，０００ｍｇ／ｋｇが示されていますが、同吸着量となる同じ排気の条件下で実際の平衡吸着量を調べて性能の確認をしてほしいというのが①番です。

②番は、北海道事業所の排気処理施設に活性炭を多層に挿入したカラムを設置して、そのカラムに実際の排気を通気して、各層ごとのＰＣＢの吸着量を調査するということで、前段と後段の吸着量を実験で調べなさいというご提案でございます。

③番目が、別なカラムを使いまして、まず、カラムにＰＣＢを含んでいないオイルスクラバーのオイルだけを含んでいる排気を活性炭に通気し、活性炭がスクラバーオイルで満杯になった後に、今度はＰＣＢを含む排気を通気して、各活性炭層の吸着量がどうなっているのかを調べなさいと。つまり、共存物質、ＰＣＢ以外のいろいろな物質の影響を調べなさいというご指摘でございます。それらに対する現在のＪＥＳＣＯの考え方につきましては、２ページに記載させていただきました。よろしいでしょうか。

（２）ＪＥＳＣＯの回答概要ということで、１）の方針でございます。

まず、現場、私ども北海道事業所の排気処理施設の中で実際にＰＣＢを用いた実験というのは、万が一のことを考えて、やはり避けたく、できればご提案の実験等につきましては実験室内で実験をしたいということでございます。

とは申し上げましても、やはり、ＰＣＢを用いる実験でございますので、一般にＰＣＢを用いる実験というのは、室内のＰＣＢの管理だけではなくて、そのＰＣＢ液の提供や供

給、搬出の確認には、いろいろな行政手続を要します。また、実験が終了した後の実験廃棄物の処分を行うということで、その辺が難しいところがございますが、それらにつきましては、極力、私どもが協力をするということでございます。

そのような中で、いろいろな先生方、また○○委員のご趣旨も踏まえて、現段階でどのような実験ができるかということを考えさせていただきました。

また、このような共存物質の影響等につきましては、今まで、大学の先生等がいろいろな研究論文を発表していますので、そちらの研究論文も活用して、ご返事を申し上げたいと考えております。

まず、実験の内容でございますが、真ん中辺の２）実験案ということで、三つの実験を考えております。

実験の１番といたしまして、活性炭各層の吸着量調査でございます。右図のようなカラムを用意しまして、その中に活性炭を挿入します。その後、ＰＣＢ排気を通気しまして、各層のＰＣＢがどれだけ活性炭に吸着されたかを調べる実験でございます。

実験の２は、共存物質の置換吸着の調査ということで、先ほどの新品のカラムにスクラバーオイルを含んだ排気を一定時間送気させます。そうしますと、活性炭はスクラバーオイルを吸着します。そのような状態の中で、今度はＰＣＢを含んだ排気を通気することによって、活性炭中のＰＣＢ、スクラバーオイルがどうなるのかという吸着量調査が実験２でございます。

最後の実験が、先ほどの実験２とは順番を入れ替える実験でございまして、今度は、先にＰＣＢを含んだものを通気して、その後にスクラバーオイルを通気したらどのようなことになるかということで、これが○○委員の提案というか、一番心配なされたことでございます。

先ほど申し上げたように、今現在までも実験先がどこになるというのがまだ決まってはいないのですが、今、大学の先生に、ぜひともその辺の実験をやっていただきたいということで相談をしているところでございます。

また、今まで大学の先生等が発表した同様な実験調査の既存資料、並びに、円卓会議などいろいろな場で資料を用いましてＰＣＢの吸着量等をご報告させていただきましたので、それらの資料から現在で推察されることを、３）活性炭吸着量の逆転現象の推察とまとめさせていただきました。

文章を読みますが、活性炭吸着量の逆転現象は、適正な風速を設定することにより偏流は生じていないと考えていましたが、専門家の先生方からは、活性炭吸着装置というのは、ほとんどにおいて、偏流は発生することが十分ある。その代わり、装置全体で活性炭装置の性能を確保することが重要であるというご意見をいただきました。

そのため、活性炭層内個々の部位を採取し測定した結果が、偏流によりまして活性炭吸着量等に逆転の差違が発生することもあるのが推察されるということでございます。

また、ご指摘のありました廃棄処理施設のスクラバー液のＰＣＢへの影響でございます

が、スクラバー液等によるＰＣＢの追い出し現象は蒸気圧、スクラバー液とかＰＣＢが持っている蒸気になろうとする力の高い物質が追い出されることになります。

当事業所のスクラバー液、これはデカン類でございますが、トランスに主成分として含まれているＫＣ５００よりも蒸気圧が高いこと、また、実際に排気中にはスクラバー液が含まれていないと考えられること、そして、今現在、活性炭中の吸着量を調べますと、十分な余力があるということから、スクラバー液等による吸着能力への影響は無いものと推察しております。

現在の推察はそのようなことでございますが、その辺りの一つ一つの詳細な説明並びに大学の先生方の実験の既存資料につきましては、そのページの後に参考資料としてつけさせていただきます。

引き続き、実験につきましては、大学の先生方に相談して再検討し、実行する方向で進めたいと思います。それができるようになりましたら、その辺の状況も含めまして、場合によってはその次、または次々回の円卓会議になるかもしれませんが、ご報告させていただきます。

ただ、私どもＰＣＢの廃棄物処理事業者としては、今までの活性炭装置の能力はモニタリング等で性能は十分確保できていると判断しています。また、そのために、今後も引き続いて作業環境の濃度や排出源のモニタリング、あとスクラバーの液管理、こういうところを通じて、有害物質が環境中に決して排出されないように、安全操業を継続してまいりたいと思います。

委員のご納得いく説明ができてないかもしれませんが、現在の私どもの考え方、活性炭の吸着問題に対する状況報告は、以上でございます。

【委員長】

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はありますか。

○○委員、お願いします。

【○○委員】

ちょっと確かめたいのですが、青木所長の言われた最後の方の当事業所スクラバー液はＫＣ５００より蒸気圧が高いこと、また、排気中にはスクラバー液が含まれていないと考えられることと書いてあるのですが、また、排気中にはスクラバー液が含まれていないと考えられることと書いてあるのですが、排気中というのは、どの段階を言われているのですか。大気へ排気しているのか、それともスクラバー装置から出てきたものなのか、分かりにくかったです。

【ＪＥＳＣＯ】

これは、スクラバーを経由してからの排気でございます。○○委員の個別の質問の中

で、○○委員の提案４に、私どもの回答として、排気としてはスクラバー後の排気でございまして、その後の活性炭中に含まれている含油類の濃度を調べてご報告させていただいたことがあります。その時は、０．０１％ということで、スクラバーオイルとか洗浄油は含まれていないのではないかと考えたところでございます。

【○○委員】

そうしたら、スクラバーを出た所の話ですね。スクラバーを出た所という話になりますと、スクラバー液はＰＣＢよりも蒸気圧が高いわけですね。そうすると、ＰＣＢはスクラバーの層からはなかなか出てこなくて、結局、スクラバー液はＰＣＢよりも蒸気圧が高いのですね。そっちの方が出てくると考えるのが普通なので、スクラバー液から出るのは、スクラバー液の蒸気であると考えるのが一番考え易いのです。ＰＣＢはむしろ残ると。それはいいのですが、それが無いということですね。つまり、活性炭層にはスクラバー液の蒸気が行かないというのはなかなか納得しがたいです。

実測がそうだと言うのですけれども、ここはなかなか話が合いません。量的な問題は別にしまして、そこが合わないです。

ここに追い出しと書いてあります。置換吸着ですね。これは、分かり易い表現ではあるのですが、分子のレベルではちょっと違うのです。分子のレベルでは、そこに吸着したものが未来永劫残っているわけではなくて、それらは常に分子運動で出たり入ったりしているわけです。結局、吸着量が強いというのは、いわゆる吸着層にひっつく時間が長いと考えてもらったらいいと思うのですが、蒸気圧の高いものは、それがすぐ出てくるという感じです。だから、蒸気圧の低いものが、「俺がそこへ入るから、おまえはどけ」という形で分子間で命令し合って、席を取り合っているわけではなくて、お互いが常に平衡状態で出ておって、また吸着している、その相対的な関係の中で決まるわけです。これがクロマト現象の平衡の問題です。

このように蒸気圧の高いものが早く出て行くというのは現象としてはあり得るのですが、流速とかそのようないろいろな問題で全部変わってきます。だから、ただ蒸気圧が高いものが早く動いて、蒸気圧の低いものが遅く動くというだけで話をすると、これは問題にしていないのです。論理としての展開としてはね。

しかし、１の偏流が起こったとしたら、２番のところの偏流の中でこれがどう起こるかということは、本当に小さな穴を通っていくときには全く違う状況が起こりますので、ここは簡単に推察できないということです。だから、この推察そのものは、言っていることは大まかには理解したいのですが、なかなか論理的に理解したらいかんようなこと、つまり、このような形で理解したら間違いになるということです。そういうことを言いたい。実験結果を見ないと分からないので、私は実験結果を待ちたいと思います。

【ＪＥＳＣＯ】

かしこまりました。

弁解ぽくなってしまうのですが、いかにご出席の皆様に分かっていただこうかと思って易しく書こうと考えました。そのため表現方法が適切でなかったかもしれません。

あと、スクラバーオイルにつきましても、私どもは排気中にオイル分が決してないということではなく、あくまでも推察されるのではないか、ということですので、〇〇委員のご指摘を踏まえて、また大学の先生とか、その状況報告を〇〇委員にもその都度ご報告させていただきながら、発表できる段階で、ご報告させていただきたいと思います。ご助言いただき、ありがとうございました。

【〇〇委員】

もう一つあるのです。

平成２０年に、大阪事業所で、いわゆる規制値を超えてダイオキシンが出たことがあります。ここは０．１だったのですが、もっと超えて、操業をしていなかったと思うのです。そのときは、ベンゼンが吸着層について、一般にそういうことが起こると思うのです。もちろんご存じだと思うのですけれども、ベンゼンの蒸発の仕方は、オイルスクラバーよりははるかに低いわけで、そういうことも起こっているわけです。これはトリクロロベンゼンですか。それも一緒にやったみたいですね。今、それはしていないですか、反応層でですね。

【ＪＥＳＣＯ】

トリクロロベンゼンとＰＣＢは、蒸留分離してからＰＣＢ分解をさせますので、トリクロロベンゼンが大気中に出てくることはないと思っています。

【〇〇委員】

いろいろな反応で出ますので、単にＰＣＢだけとかオイルスクラバーだけを純粋に頭に考えててもらったら、ちょっと具合が悪いことにはなると思うのです。

【ＪＥＳＣＯ】

眞柄委員長からもその辺コメントをいただいたところです。

【委員長】

先ほど、スクラバーオイルを前に測った時に、０．０１％以下ということでしたね。０．０１％というのは１００ｐｐｍですよ。ダイオキシンが出てくるのはｐｐｂなのです。だから、０．０１％というのは、オイルスクラバーのオイルを測る濃度としては、定量限界というか、測定限界以下かもしれませんけれども、もっと低いレベルまで測ろうと思ったら、基層の中の濃度を測ろうとすれば、明らかに混在しているわけです。

ただ、幸い装置全体としてはキャパシティーがあるから、外へは出ていないということになるわけです。だから、そこのところを確かに間違いないということを分かるように、ＪＥＳＣＯでも、今、○○委員がおっしゃったので、工夫してもらいたいと思います。

それから、先ほどのデータを見て、北海道で測定されたデータとＪＥＳＣＯで測ったデータと数値が違うわけです。要するに、ＰＣＢの測定方法というのは、カネクロールの何番かということで、同じ３００なら３００、５００なら５００で測っていても、道の研究所で持っているカネクロールの５００と、ＪＥＳＣＯさんが頼まれる分析業者のカネクロール５００のフィンガープリントを見たら、違うのです。ですから、測定値のどっちがどっちだというクロスチェックと言っていても、同じ物を使わないと本当のクロスチェックにならないですから、その辺も今後は工夫をしていただけると、心配するようなことや疎漏がなくなると思いますので、その辺も工夫していただきたいと思います。

他にございますか。

○○委員、どうぞ。

【○○委員】

ご苦労されているのはよく分かります。ただ、我々素人なりに勉強してみたら、私も率直に言って、ＰＣＢが活性炭にくっついたら離れないと思い込んでいたのです。しかし、調べてみると、今、○○委員が言われたように、違うのですね。いろいろな状況が起きるのだということは、私も勉強して、分かってきました。そうすると、待てよ、活性炭だけを問題にしていいのかということが疑問になってきて、素人ですが、私の考え方をちょっとお話ししたいと思います。

それは、オイルスクラバーのことのです。オイルスクラバーが非常によい役割を果たしていることについては、僕らもそのように思っています。いい結果が出ているのだと思っています。ところが、オイルスクラバーの中身は何なのかということになってきたら、どうもこれは企業秘密だということで、オイルスクラバーの構成の情報が我々には全く入ってこない。ＰＣＢをそこで吸着してくれているという役割においては、オイルスクラバーの中身はいいものなのだと思うのですが、結果として、そのオイルスクラバーの中身について、オイルミストが少ないという話もあるのだけれども、中身によって活性炭のほうに影響を与えている可能性はないのだろうかという疑問が生じたのです。素人で全く的を射ていない可能性はありますが、いろいろと我々は素人なりに考えて、あるいは専門家のご意見を聞いてみて感じていることは、活性炭だけに焦点を絞ってしまうと、もしかすると間違いが起きるかもしれないということだけはご指摘したいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

いずれにしても、今回のご説明で活性炭の吸着層の中で何が起きているかということが

必ずしも皆さん方にご了解をいただけるには至っていないと思いますので、ＪＥＳＣＯには、今後とも検討して、進展があったら発表していただきたいと思います。どうぞお願いします。

次は、モニタリングの測定結果です。お願いします。

【事務局】

事務局から、モニタリングの測定結果と立入検査の実施状況についてご説明していきたいと思います。

資料３－１をご覧いただきたいのですけれども、こちらの資料は、環境モニタリング測定結果について、今年度分をとりまとめて一覧表にしているものでございます。

１ページ目でございますが、周辺地域環境として行政が実施をしている、大気環境ですとか水質、あとは海域における底質というところで結果をとりまとめているところです。

前回の監視円卓会議以降の結果については、７月から９月までが該当しますけれども、いずれのデータを見ても、環境基準値と比較すると、かなりＰＣＢ、ダイオキシン類ともに低い値で推移しているのが分かるかと思います。

特に、９月に増設施設が稼働し始めていますけれども、この月における御前水地区測定局のＰＣＢの連続測定、ダイオキシンの連続測定につきましても、以前と変わらないような値で推移をしていくというところが確認できるかと思っております。

２ページ目でございますが、同じ周辺環境としての結果でございますが、こちらはＪＥＳＣＯが実施をしているものでございます。これらにつきましても、行政が実施しているものと同様、環境基準値と比較して、かなり低い値で推移していることが確認できるかと思っております。

３ページ目でございますが、上の表がＪＥＳＣＯ実施分、下の表が道実施分となっておりますが、トランス、コンデンサを処理している施設の排気の測定結果でございます。排出管理目標値は、ＰＣＢでいえば０．０１ｍｇ／ｍ^{3}Ｎ以下となっておりますけれども、これに比較すると、かなり低いことが確認できるかと思います。

４ページ目でございますが、こちらは今回の監視円卓会議から新たにつけ加えさせていただく表になります。増設施設が６月に試運転を開始されて、今日まで動いておりますが、試運転期間中の６月、７月、操業開始の９月以降の排出源の結果でございます。

増設施設の排気につきましても、排出管理目標値と比較してかなり低い値で排気されていることが確認できるかと思います。

排出源のＪＥＳＣＯ実施につきましては、９月以降、毎月１回当面の間やっていくことになりますので、また次回にはその辺をご紹介できるかと思っております。

５ページ目、６ページ目は、ＪＥＳＣＯ実施分のＰＣＢの処理の排気ということではなくて、熱媒ボイラーとか温水ボイラーの測定結果や、騒音、振動、悪臭というところでございます。これらについても、排出管理目標値を超過するような結果は確認されておりま

せん。

最後のページについて、浄化槽出口の水質についても、排出管理目標値を達成していることが確認できております。

続けて、資料３－２をご覧いただきたいのですが、立入検査の実施状況ということで、一部、昨年度分が載せておりますが、今年度分として一覧にまとめたものでございます。

前回の監視円卓会議以降の結果の立ち入りの実施状況については、２ページ目と３ページ目です。太枠で囲ってあるところが今日までの立ち入りの状況です。都合６回ほど立ち入りをしておりますけれども、先ほど増設の説明の中にありました８月１日の使用前検査、また、９月９日は操業開始ということがございましたので、第１便のＰＣＢ廃棄物の搬入状況の確認、あとは、先ほどトラブル事象の説明がありましたけれども、発生翌日に立ち入りを行って再発防止対策を指示しております。今月も、先週でしょうか、行政の増設施設の排出モニタリングを実施しておりますので、その時の操業状況の確認のために立入検査を実施しております。

私からは、以上でございます。

【委員長】

それでは、ただいまの説明についてご質問がございましたらお出しください。

よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【委員長】

それでは、ご了解をいただいたということにしたいと思います。

次の議題でありますが、先ほど、この円卓会議の始まる際に環境省の塚本課長からお話がありました、今後のＰＣＢ廃棄物の処理促進策について詳しくご説明をいただきます。お願いいたします。

【環境省】

それでは、お手元の資料の中で、検討会の資料をそのままつけさせていただいております。時間の都合もあるので、主要な部分だけについて、私から概要で説明をさせていただこうと思います。

まず、国の検討会資料をめくっていただきますと、カラーで別紙というのが最初に出てまいります。これが昨年度の国の検討会で試案として出された案でございます。

さらにめくっていただきますと、資料２－１という先ほどの別紙とほぼ同じようなカラーのものが出てまいります。この２枚を比べながら説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、別紙でございますが、昨年８月時点の報告書で、今後、五つの事業所の間でトランス、コンデンサについて、お互いの得意分野、不得意分野でうまくものを動かすこと

で処理の期間を短縮できないか、それから、安定器等について、東京、大阪、豊田での施設の見込みが立っていない中でどうすべきかということで試案が出されているものでございます。

これに対しまして、今回、環境省として全国にお示しした案が資料２－１でございます。

北海道に関して何が違うかという部分を説明いたしますと、まず始めに、北海道の特殊コンデンサが大阪に出ていくという矢印を出しております。後ほど、写真なども使いながら少し詳しく説明しますが、北海道の通常の工程、手解体では、処理が難しいコンデンサにつきまして、大阪にある熱で焼いて前処理装置を使った処理をしている。

それから、北海道で同じく大型トランスというものがございます。非常に大きなトランスですが、仮に北海道のＪＥＳＣＯに搬入しようとしますと、かなり現場で解体をしてから持ってこないといけないというものでございますが、実は、東京事業所は間口が広うございまして、大型のクレーンもございます。東京事業所であれば、分解をせずに、ほぼ原型のままで搬入をして処理することができる。こういったものについて北海道から外へ出します。

他方、安定器、汚染物、あるいはＪＥＳＣＯの工場から出てきます二次廃棄物があります。いわゆる防護服とか手袋とか雑巾とか、そういうものにつきましては東京事業所のものを北海道の増設施設で処理をさせていただきたいと。

また、豊田、大阪に出てきます二次廃棄物、安定器、汚染物等につきましては北九州のプラズマとして処理をさせていただきたいと、こういう案でございます。

それでは、資料２－１の裏面をご覧になっていただけますでしょうか。

裏面では、線表が二つ出てまいります。上のほうの線表は、現状のペース、すなわち何もしなかった場合、何が起きるかという絵でございます。まず、こちらを説明いたしますと、北九州、大阪、豊田、東京、北海道とございますが、特に、豊田と東京におきましては、非常に長期間にわたってトランス、コンデンサの処理が必要になってくるものでございます。

これを、先ほど申し上げましたように、様々な得意なものを受け入れていただき、不得意なものを逆に他地域に出していただくというように、一部の物についてやりとりをすることで、下の線表にございますように、かなり圧縮することができるということでございます。

具体的に北海道を見ていただきますと、自然体で申しますと、このトランス、コンデンサの太い矢印が平成３５年まで続いております。これは現状ペースです。現状ペースで３５年まで続いていて、それが点線の矢印、この点線の意味は後ほどご説明しますが、点線のものは３８年までということでございますが、今回の国の案の中では、北海道は太い矢印は３４年まで、点線を足しても３７年までとさせていただいております。

全国的に見てどうしてこんなことが可能かということですが、一つは、それぞれの事業

所の設備の改造を行います。各施設の設備の改造を行って、今まで以上に処理能力を増していくということがございます。

もう一つは、それぞれ事業所でラインが完全に埋まるわけではなくて、隙間が出てきます。事業計画の中で出てきた隙間に他地域のものを受け入れる。お互いに隙間をなくすることで全体に短縮化を図るという考え方でございます。

次に、この点線と実線の考え方でございます。今既に把握をされている、保管が確認されているＰＣＢ廃棄物を計画的に処理いたしますと、この実線の期間でＪＥＳＣＯの工場での処理が終わります。

他方、現在使用中のもの、あるいは今後処理が比較的難しいものが出てきた場合に、どうしても最後の後始末をする期間が必要になってまいります。トランス、コンデンサについては３年間、安定器等廃棄物については、２年間、矢印を点線でつけさせていただいております。

したがいまして、この点線の意味は、この期間にびっちりやるということではなくて、この点線の範囲内で可及的速やかに終わらせるという意味でございます。

そして、安定器のラインでございますが、北九州と北海道は、現状ペース、すなわち今までどおりの地域区分で処理をするという場合、早く終わっております。北海道は、点線を見ますと、最長で平成３０年で終わることになっておりますが、今回、他地域の分の処理をお願いするということで、北海道の赤い線は、青い線と同じく平成３７年まで操業を続けさせていただきたいという案でございます。

国といたしましては、大変遺憾に思っていることが二つございます。

一つは、トランス、コンデンサについて、国全体としては一日でも早く終わる案を作ろうとしておりましたが、当初の平成２８年という予定期限からは大幅に延長してしまうということです。

もう一つは、本来、大阪、豊田、東京できちんと安定器等について処理をするラインを作る努力をしてまいりましたが、結局、そのことが実らず、北九州、北海道の２地域にそのことをお願いせざるを得ないということが国としては大変遺憾でございます。

しかしながら、逆に、今、この状況の中で、日本全国で一日も早くＰＣＢ分解を完了させる、そして、国際的なストックホルム条約に基づいて、平成４０年までに日本としてのＰＣＢを無くすると、こういった状況の中で皆さんのご理解を得て、こうした形でＪＥＳＣＯの貴重な施設を使わせていただくのが国としては最良の案だと考えているところでございます。

続きまして、少し写真を使いながら、実際に北海道に入ってくる、あるいは、北海道から出ていく物についてもご紹介をさせていただきたいと思います。

同じく、次に出てまいります資料２－２を開いていただけたらと思います。

【環境省】

環境省の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの資料は、地域・事業所・エリア間での矢印の移動があったのですが、資料２－２は、一つずつについて、どういったものをなぜか、どんな量かというところのご説明をしている資料でございます。

北海道に関係のあるところのみですがご説明をいたします。

まず、スライドの４まで飛んでいただきます。

特殊コンデンサ（豊田事業所、北海道事業所）と書いてございますけれども、写真にありますように、普段見慣れたコンデンサとちょっと違った形状のものがあります。真ん中には、少し解体をしようとしたのですが、ナイフみたいのが刺さっております。普通のコンデンサとは違って、既存のラインでこれらの解体が難しいといったものでございます。

それから、右側の下の写真は、短絡等により破裂・変形や内部素子が炭化したコンデンサと書いてございます。こういったものについても、内部の炭化物が外に出てきてしまうものですから、今の処理施設で処理すると、細かい炭化したものが設備に詰まってしまったりということで処理が難しいといった課題がございます。

これについて、スライドの５ですが、豊田と書いてありますが、北海道も同様と書いてあります。設備改造することでかなりの部分は今の処理施設で、豊田、北海道それぞれで処理ができるようになるわけですけれども、「しかし」と２番目の丸で書いてあります。先ほど写真の右側の炭化しているコンデンサについては、設備改造では対応できないということで、今後の処理促進策の案というのが５ページの下のほうに書いてあります。

実は、大阪の事業所は、前後して申し訳ないのですが、たまたま大阪の写真が６ページにあるのですが、コンデンサを解体せずに真空加熱装置というもので、古くなったコンデンサが入っていますけれども、ある意味、丸焼きというか、丸ごと加熱するということで、解体をしていないラインになっていまして、こちらであればきちんと処理ができるということで、大阪事業所で特殊コンデンサの一部の炭化しているものの処理を考えております。

処理量の目安を５ページの下に書いてありますけれども、あくまでも今の目安ということでお考えいただければと思いますが、北海道では、概ね４，０００台の特殊コンデンサのうち５００台程度がこれに該当するであろうと考えております。

続きまして、スライドの８まで飛んでいただきたいと思います。

超大型のトランスがありまして、絵が８ページの左側にあります。附属品を取り外して運搬をして処理施設に搬入しないといけません。附属品を取り外すだけであればいいのですけれども、本体の切断までしないと処理施設に入らないと。クレーン能力の関係もありまして、北海道事業所は１２．５ｔまでのクレーンの能力になっていまして、処理ができないということになっております。

スライドの９に行っていただきまして、こういうものは当初から想定はされていたのですが、保管現場で切断行為をしなければいけないということがありまして、保管現場での

作業がかなり困難なものでございます。

したがいまして、今回、事業所ごとの不得意な部分の保管ということを体制として考えていく中で、東京事業所に持っていけば、クレーンの能力が高いので、切断をしなくても処理が可能であることがわかってきました。そして、９ページの下の黄色いところに書いてありますが、超大型のものは東京事業所で処理を行うということで、量としては、下に目安として書いてありますが、５台程度を考えております。

続きまして、スライドの１４まで飛んでいただきます。

二次廃棄物と書いてあります。二次というのは、ＪＥＳＣＯの処理の過程で出てくる作業者の防護具とか、紙とか木といった、洗浄してもなかなか落ちないものが一部ありまして、そういった物を指しています。これにつきましては、今日も前半でご説明がありましたけれども、無害化処理認定施設という微量のＰＣＢを処理している施設ですが、１ｋｇ当たり５，０００ｍｇまでの処理が可能になってきているので、そちらで処理できるものは処理するということです。

ただ、５，０００ｍｇ／ｋｇを超えるものが一部ございます。こういったものについて、豊田・大阪・東京事業所で発生するものについては、豊田と大阪のものは北九州、東京のものは北海道のプラズマ溶融設備で処理をするということの案を考えております。

それから、スライドの１５ページは安定器でございます。

これも増設工事の話はずっとこの場でもご説明をさせていただいていまして、北九州は２１年から動いていたのですが、北海道はこの９月から開始しております。

先ほどの資料２－１のご説明でも申し上げましたが、豊田・大阪エリアについては従前の施設立地の努力が実らず、施設整備の見込みが立っておりません。また、東京につきましては、安定器の処理設備は、当初、トランス、コンデンサと一体での処理を検討し、設備の整備をしたわけでございますけれども、稼働に問題があって停止をしております。

専門家の皆さんに集まっていただいて技術的な検討を行いまして、この高圧トランス、コンデンサの処理に東京事業所は集中させるべきで、この安定器については豊田、大阪とあわせて別途この処理体制を確保すべきであるということの提言をいただきました。

この東京の設備については、稼働に問題があって停止した後、ＪＥＳＣＯの中でも設備の改造、工程の改善と、いろいろ取り組んだわけでございますけれども、それでも安定器をスムーズに処理することはなかなか困難であるという結論に至ったわけでございます。

１６ページに行っていただきまして、この間、大阪、豊田、東京の自治体の皆様とも協議をしたり、ＪＥＳＣＯの中では処理対象物について、安定器等・汚染物の中の一部分でも今の大阪、豊田、東京で処理できるものがないかといった技術的な検討をしました。

この結果、この安定器等・汚染物は、先ほど、１５ページの下に４種類の写真がありましたが、この中の一つの小型電気機器は小さなコンデンサですので、今の豊田、大阪、東京でも処理ができるであろうということで、これについては自分のところで何とか処理をしていくと。

ただ、今の処理設定は、処理できないものについてはプラズマ溶融設備の活用をしていきたいということで、１６ページの黄色のところに、北九州において、豊田、大阪の安定器等・汚染物、北海道において東京の安定器等・汚染物の処理を行うということで、量としては４，３００ｔ程度を北海道事業所で処理をお願いしたいという案を作成したところでございます。

このように、現在の量としては目安ですが、それぞれ、今後、我が国のＰＣＢ廃棄物の一日も早い処理の実現ということで、処理体制について新しい考え方をご説明させていただきました。このような機会ですので、幅広くご意見をいただきたいと思っております。

それから、一部説明をさせていただきますが、前回の監視委員会でもご質問をいただいたところでございまして、資料３がその後ついています。これにつきましては、１番は微量ＰＣＢの話ですが、資料３の２ページ目に、「保管場所での適正な保管等」と書いてありまして、その中の③番、「未届出者の掘り起こしについて」という項目がございます。

具体的には何をしたかというと、「資料３　別添資料」というのが分厚いのがついているかと思うのですが、この一番下に小さい字でページ番号が振ってありまして、５１ページの別添９という資料ですけれども、資料３全体は保管場所での漏えい防止措置等、いろいろ取り組んでいることを紹介しているのですが、その中で別添９について少しご説明をさせていただきます。

前回、この監視円卓会議の場でも、把握できていないＰＣＢ廃棄物がまだ一部あるのではなかろうかというご指摘を、ご意見をいただきました。そのようなことも踏まえまして、それは非常に重要な点だと考えております。

そのため、環境省では、ＰＣＢ廃棄物を届け出していない人をどのように掘り起こしていくかということの検討をしまして、４地域でモデル的に掘り起こし調査というものをやりました。

北海道でも一部道に協力をいただいて共同での調査をしましたが、道、秋田、埼玉、佐賀の４道県で実施をしたところでございます。

具体的に何をしたかというと、次のページにあるような調査票を事業所にダイレクトメールのような形で、「トランスとかコンデンサをお持ちでないですか」といった調査をかけたところであります。

対象は全ての、５１ページの上の表を見ていただきますと、北海道は従業員規模５名以上の全業種、日本海沿岸の３１市町村と書いてありますけれども、こういったところの５，０００事業所に対して連絡をして、これは事業所ですので、正直に言っても電力をそれほど使ってなくて、トランスやコンデンサは全く持っていないという人にも全て送っております。

その中で９，０４３件の回答がありまして、５１ページの下の表ですが、トランスが２７台、括弧内は使用中の台数でありまして、１５台です。コンデンサは３５台、使用中は１３台、こういった届出をしていなかったものが把握できたというものです。これは、非

常にこの調査は重要だと考えていまして、さらに、今回、５，０００事業所に、全部で２０，０００事業所を超えるところに送って、３２事業所で把握できたわけですけれども、もう少し送る対象をピンポイントというか、ある程度電力を使っているところに効率よく送れるような方法を、今、経済産業省と相談をしておりまして、そのやり方についてもう少し調査をした上で全国に、他の地域にも広げていく取り組みをしていきたいと考えております。

環境省からの説明は、以上です。

【委員長】

それでは、ただいま説明がございました処理の促進策についてであります。

委員の方々のご意見やご質問を承りたいと思います。よろしくお願いします。

【○○委員】

私は、第２期の処理場を室蘭に造るといったときに、室蘭に造る必要はないということを主張して、そのことは環境省にもパブリックコメントで送りました。東京で安定器等ができないと言われて、そのまま室蘭でやりなさいということを言われると、はい、そうですかというわけにはいかないという考え方を持っております。簡単に言うと、反対です。それははっきり申し上げておきます。やはり、東京で造るべきでしょう。あるいは大阪で造るということが大事です。一々その理由は言いませんけれども、やはり、室蘭で造る時の第１期工事の造り方、あるいは第２期工事の造り方でも、我々には余り情報を話さずに、安全だから全部これでうまくいくという形で話された。今になってうまくいかないのがあると言われても、はい、そうですかというわけにはいかないということです。

私は、平成２１年の第１７回円卓会議で、この進捗状況を見たら期限内には絶対に終わらない、対策はないかという質問をしたら、環境省の方は全く問題にしなかった。ＪＥＳＣＯに頑張ってもらいますという極めて官僚的というか、全く問題にしなかった。２１年のことです。そんなばかなことはないのです。そんなことは環境省も全部把握していたはずなのです。その対応の仕方が甚だ納得いかないです。今、環境省が言われたことを納得してくださいと言われても、これまでのことがあるわけですから、簡単にはいかないということだけ申し述べておきます。

【○○委員】

私も、この問題については、室蘭民報に記事が載った後、いろいろな人と話をする機会がありました。会でも検討も若干しておりました。そこで出てきている意見を紹介しながら、皆さんも考え直して欲しいと思っているのですが、まず最初の約束と違うのではないかということが多くの人から出ました。

振り返ってみれば、最初、北海道だけで処理するというところから出発した。ところ

が、それが１５県に広げるということで、私たちは、それはちょっとひどいよと。ごみの処理というのは、本来、発生したところで処理するのが原則でしょう。これは、国の考え方自身がそうだったわけです。なおかつ、ＰＣＢのように安全性に問題のあるものを移動するということだけでも大きな問題があるという認識で私たちは意見を述べたけれども、結局、我々の意見はほとんど聞かれないで実施されてしまった。

今度は、第２の問題です。今、○○委員が言われたことも私は覚えていますし、それから、この第１期工事のときに随分議論になりました。これは、かなり科学的な知識をお持ちの方のご意見でしたが、壮大な実験だね、やったことのないことを一気にやる実験だねというお言葉を聞いて、僕も同感しました。そのとおりに、実際にＪＥＳＣＯの方々が一生懸命安全性を確保するために時間をかけ、努力した結果として延びたという側面は、我々は評価していますけれども、結果としては、先見の明のある方が言われていたことのとおりになってしまった。その前提は、今、○○委員も言われましたけれども、最初、我々にどんな説明をしたか、我々市民の中に非常に強く焼きついています。

確かに、今説明の中で言われていることは、一見、合理的な説明にはなっています。こっちが都合悪ければ、あっちへ持っていったほうがいいということでいけば、経済的に見たって、何で見たって、確かにそっちのほうがいいかなという気持ちに動きます。けれども、問題は、我々は国との約束をして、不承不承実質的にはそれを認めたわけですよね。僕は反対はしたけれども、別にそれを力で阻止するなんという考え方はないわけで、もともとＰＣＢはどうしても処理しなければならないという考え方は一致しているわけですから。

ところが、問題は、最初の約束、その後の経過の約束、説明してきた内容が、次から次と五月雨的にずれてきたということに対して、反省という言葉が昔から言われるけれども、どうもそこのところがすきっと聞こえないのですよ。市民の方は最初の話と違うのではないかというのが、まず第一声だというふうに考えていただいて構わないと思います。ここをしっかりと説明できるのですかというと、はっきり言って、最初の見通しが余りにも甘過ぎたと。

大分努力をし始めましたけれども、我々も今日の報告で分かってはきたのですが、いわゆる把握されていないＰＣＢが相当量あるということで、いまだ解決していないわけですね。仮に今の提案された内容を実施したとしても、これから探し出していくＰＣＢの量がこの中に入っているのですかという疑問点もあるわけです。それらも全て考え抜いて、方策もきちっと示して提案するのであれば、我々もＰＣＢを処理することについては反対ではないわけですから、安全にやっていくということで納得できれば反対しないです。

しかし、残念ながら、今までの経過は、どうもそうではないのです。そこをしっかりしておかなければいけないし、明日と明後日に説明をするというお話が出ていましたが、ちょっと待てよと、はっきり僕は言いたいです。

ちょっとずれますけれども、意見を言いますと、今、アンケートを何万社というところ

に送って、一定の成果が上がってきたと。その努力は、私は認めます。やり始めたのだなということは、僕らも気持ちの上では受けとめます。

けれども、待てよと。これだけだったら、まだまだざるに水をやっているのと同じ状況にならないかという疑問があります。なぜかというと、やはり、ＰＣＢは特定の会社で作られて、特定のルートで輸入されてきて、特定の会社で製造ラインに乗って製品化されてきたという事実があるわけです。極めて入口から出口がかなりはっきりしているのです。ここの調査をしっかり、もう何十年も経ったから無理だと言われたら、それまでかもしれないけれども、しっかりやっていればこんな問題は起きないはずなのです。そこをやらないできて、今になって、どこにあるといって呼びかけても、大体、呼びかける相手がいなくなってしまっているという現実がたくさんあると皆さんもご存じだと思うのです。

しかし、やはり、もう一回原点に返って、調査の仕方について、僕らはＧメン方式と言っていましたけれども、原点から出発して調査を進めていくと。時によっては、アンケートではなくて、実際に人が行ってきちっと見ると。実際に無人の工場があちこち全国にあるみたいですから。そういう視点が全然ここに出てこない。だから、そういう意味では納得いかないのです。どうしても机の上の作文という感じがして仕方がない。

問題は、そういう状態というのは安全性を確保できることになるのですかということが問われているわけです。本当にあなた方が言われているとおりに、期限どおりに処分できるのかという疑問が払拭できないわけです。その証拠として、今までのことが全部たがえられてきた。僕は、工場で働いている現場の方々は、ここの青木所長も含めて、本当に努力されていることは十分承知しています。高く評価しています。

しかし、その前にある前提条件が、逆に言えば、現場で一生懸命危険な仕事をしている人たちの仕事量を増やし、不安定さを残していっているわけなのです。僕は、現場の人たちは大いに評価していいと思うのです。

問題は、その前の部分がしっかりしていないところに問題があって、今回の報告も、一見、合理的に見えるけれども、僕は全然納得できないです。例えば、東京のあれは停止していますと書いています。僕らは中身が何も分からないです。何で停止したのかと本当に聞きたいです。詳細を聞いて、そこにきちんとお金をかけてできるようにすれば、あちこちにあれこれするお金よりも安く済むとかあり得るわけです。こうやって聞いた範囲でも、僕らは幾つも指摘できるところがあります。

今、僕は大まかに言っていますけれども、その辺の市民感情として、約束がたがえられてきている、最初の約束と違うのではないか、ここは原点としてしっかり受けとめてもらわないと、今の説明は説明にならないと僕は思います。

【○○委員】

○○でございます。

何となく私の感じで、首都圏の物を、危険があるから地方に移そうという魂胆があるの

ではないかという気がするのです。何か事故が起きた場合、室蘭が過疎とは言いませんけれども、そういうところに持っていこうという、東京のせこいというか、首都圏に住んでいる人たちの、環境省もそこに大きな役所があると思うのですが、それを全部、地方に少しでも移したいという魂胆で、施設が故障しているだとか、そういう画策があるのではないかと私は感じ、非常に疑問を持っています。

それから、処理についても、東京はもっと大きな施設を造るべきだと私は思っていたのですけれども、小さな施設を造っていて、できないから北海道に持っていけ、そんなような気持ちがあるのです。

日本全体で早くＰＣＢを処理したいということは十分分かります。でも、それをなぜ地方に押しつけるかというと、今、〇〇委員が言われましたように、そこにいろいろ不安があるのではないかと思うのです。不安があるから、どうしても地方に持っていけと。私は、東京というか、あの辺にいる人間の考え方として持っているのではないかと感じるというのが私の意見です。

【副委員長】

ここまでのところと話は変わるのですが、この資料の２－１の裏側の工程表と申しますか、これを見ますと、この案ですと、とにかく東京のものを得意なところに持っていってと。持っていく先というのは、稼働していない部分があるので、そこに入れて早く処理しますというお話で、後のほうで専門家の意見も伺って策定しているというお話ではあったのですが、今、ここにある図面を見ますと、１６年から始まって４８年、４９年まであるわけですね。ただ、実際にはこれも２５年まで来ているわけで、そこから先の矢印の長さをこれだけ縮めて、他の部分は全然延びないというのは、今回はダイジェストとしてこうやって説明していただいているわけですけれども、こちらの受け入れる側にこれぐらいの余裕があるとか、稼働率がこれぐらいになっているとか、そういう量的な数字できちんとこの中に収まるのですよというように、赤い方はきちんと延びているわけですから、そういった根拠となる数字をある程度示していただいて、こういったものを出していただかないと、本当にこういうふうにできるのかなという気持ちがしてまいりますので、そういったことをお願いしたいと思います。

【委員長】

今のお話は、例えば、豊田と東京の分が、平成４８年と４９年までなっているのが３４年で終わるようになるというのは、能力的に本当に大丈夫なのかということですね。それから、現状ベースでいうと、安定器等・汚染物は、プラズマが動いているのは北九州と北海道の２カ所で、それぞれ現状の計画でいえば、２９年、２８年ぐらいに終わるのだけれども、大阪と豊田と東京にある安定器を北九州と北海道に持ってくれば、それ以降も延びて３５年で終わるというように、もう少し具体的な数量で示していただけると分かり易い

のではないかという趣旨だと思います。
　他にまだご意見がありましたらどうぞ。お願いします。

【○○委員】
　東京のものを４，３００ｔ持ってくるという記事があるのですけれども、これは現在把握しているものという認識の数字ですか。

【ＪＥＳＣＯ】
　法律で届出をいただいている数字から集計をした数字です。

【○○委員】
　ということは、先ほどの私の話にもつながりますが、これから把握するものはまだ入っていない。特にお宅たちの説明の中でもあるけれども、関東圏と中京圏の一帯にこれらのものが集中して保管されていることは分かっているし、工場も集中しているということでいけば、むしろ東京なり、どこに置くかというのを僕は言える立場ではないけれども、あの地域の物をあそこできちっと処理するという考え方に立脚したほうが、説得力があるし、安全性も保てるし、これから起こり得るであろう問題点も解決していける。明確に方向性を打ち出してやれると思うのです。
　ところが、今の話になっていけば、まだ先は見えない、雲がかかっている部分もあるのに、それはこっちの方に寄せておいて、４，３００ｔという話が出てきているわけでしょう。僕は、その説明の仕方自身がすごく大きな問題を持っていると思うのです。だから質問したのです。僕は、基本的には関東のものは関東で処理していくという原則を出さなければならないと。あの１５県のときに、北関東までやるということについては、我々はものすごく問題を感じたのです。それをさらに超えさせるということでしょう。この意味というのは、もし普通の契約という言葉が使われて、それがあったら契約違反ですよ。契約違反に対して、契約違反でないからやれと言ったって、相手する契約者は、はいとは絶対に言いません。明らかに契約違反ですからね。

【委員長】
　道の方にお伺いしたほうがいいと思います。道内で蛍光灯の安定器が使用中のもので小さなトラブルがあったということを聞いたことがあるのですが、道内にある蛍光灯の安定器というのは全量把握されていらっしゃるのですか。

【北海道】
　届出のあるもの、それから、届出のある所で使用しているものを道で把握しているものでございます。

したがって、届出がなく、保管していないで、ただ使っている事業者については、道では把握しておりません。

【委員長】

○○委員がおっしゃったのは、そういうものが全国的にまだ量としてあるのではないか、そういうことを考慮して、今の促進策の導入案でストックホルム条約の期限である平成４０年まで全量処理できる見通しがあるかどうかということに懸念を持っておられるのだろうと思うのです。

ここの北海道の事業も平成２８年か２９年で一応終わる約束でいろいろな形で進めてきたのですが、逆に、今申し上げたような物も掘り出してくれば、多分、とても２８年では済まないだろうから、期限が延びるということによる促進の考え方です。もう一個は、○○委員も○○委員も○○委員もおっしゃったのですが、１道１５県からさらに増えてくるということに関して、地元に対して環境省が説明されるだけではなくて、例えば、東京のものを本当に持ってくるとすれば、東京の本来処理されるべき所なり、関係する地方自治体が道なり室蘭市に依頼なり何なりをされるべきではないだろうかと思います。私もそのほうがいいと思うのですが、そういう事柄について、どうお考えになっていらっしゃるのか。

それから、今、広域協議会が動いています。広域協議会は１道１５県ですけれども、今後、この促進策が導入されたときに、広域協議会のメンバーというか、枠組みがどうなるか。

そこら辺のことについて、今日、お答えいただいても結構ですし、あるいは、次回、しかるべきときに室蘭市の、あるいは胆振の関係者にお伝えいただいても結構なのですが、そこらあたりについてお考えがあったらお示しください。お願いします。

【環境省】

ありがとうございます。

まず始めに、今回の国の案が今までと約束がたがっているではないかというご指摘を多数の方からいただいております。その点については、率直にそのとおりであり、国として大変申し訳ないと思っております。

実際問題、国の計画の見込みが弱かったではないかということもご指摘をいただきました。おっしゃるとおり、当初の計画は見込みが甘かったためにこういうことになっているというのも事実でございます。

しかし、その見込みの甘さがどこから来たかという部分について、いろいろありますが、やはり、大きなのは二つあると思っています。

一つは、世界で誰も試みなかった大規模な化学的な工場、安全な工場を初めてトライしたということ。その中でいろいろな技術の問題を一つ一つ克服してきたということ。特に

その中でも、働いている人の健康問題という部分がやはり大きかった、重かったということ。それで今回大分時間が延びてきたという認識を持っています。

他方、これからの計画をきちんとできるのかということも多くの方から今日ご心配、ご疑念をいただいていますが、そこについては、技術の問題はほぼ解決したと思っています。これからの問題は、今、持っている人がきちんと計画的に協力をして、ＪＥＳＣＯに出してくれること。そして、再三ご指摘をいただいておりますように、使用中のものをしっかりと把握して、それも期限までにごみとして出していただく、これを行政としてしっかりやっていきたいと考えております。

それから、なぜ東京の物を東京でやらないのかということがございました。これについて、今回の説明が少し不十分だというご指摘がございまして、そのとおりです。時間も余りかけずに、そこは説明が十分でないので、改めて資料は提出しますが、今、私からも申し上げることは、○○委員からも、東京は逃げているのではないかというお話がございましたが、事、ＰＣＢ安定器に関してはそうではございません。そもそも東京事業所は、東京の八王子で大きな学校でのＰＣＢの蛍光灯の事故もありまして、安定器をきちんと処理すると、それが東京事業所の大きな当初の目的なのだということを強く東京都からも言われ、ＪＥＳＣＯとして全国で一番早い時期に難しい安定器も通常のトランス、コンデンサも一緒に処理ができる工場を目指しました。

しかし、これは甘いと言われて大いに反省すべき点なのですけれども、実際に操業を始めてみますと、安定器として入ってきたものが、私どもが業界からヒアリングをし、事前に予想していたものと比べてはるかにバリエーションがあったり、樹脂でしっかりと固まって分解が難しいものが入ってまいりました。

しかし、そうした中で、諦めずに東京事業所ではずっと改良工事、あるいは実験的研究を進めて、何とか当初の予定どおり今の設備で安定器を分解できないかという試みを続けてまいったのは事実でございます。

しかしながら、技術的な限界があり、平成２３年に国の検討会を開催した際には、既存の東京の設備で安定器を継続的に安定した形で処理していくのは技術的に無理だという評価を先生方に下していただくに至ってしまったということでございます。

本日、国から説明した中身は、いろいろな事実というか、経緯の積み重ねとして、今、こういう形でお願いせざるを得ないということでございます。

したがって、皆様方が話しが違うではないかと、当初聞いていたのと違うぞというご指摘は誠にごもっともであります。国としても非常に心苦しく、また、今まで順調に進んでいなかった部分がこういう形で、今回全てを見直す形でお示しせざるを得なくなったことについては、私個人としても大変心苦しく思っています。

ただ、その中で、今日はその第１回目でございますけれども、皆様方のご意見を伺って、またいろいろなご質問をいただいた部分については、国としても誠心誠意お答えをして、また、対策が求められる部分については、これから対策を強化していくということを

やっていきたいと思っております。

あと、少し技術的な部分は、鈴木から追加でご説明いたします。

【環境省】

東京事業所で安定器の処理が、当初、設計して整備したのにできなかった部分について、追加でご説明を申し上げたいと思います。

資料が間に合っていなかったので、今、コピーしていますけれども、追加で配付させていただきたいものがございます。

資料が来るまで口頭だけになりますが、まず、東京事業所で安定器を設計したときに、主にアスファルト型の安定器と樹脂型の安定器と２種類あったところ、当初、樹脂型の安定器の割合が多いだろうという見込みで設計をしてございます。

ところが、いざ処理をしてみると、アスファルト型の安定器の割合がかなり多く、アスファルトが破砕・分別機器の内部に付着してしまうという問題が起こりました。それで、その設備が閉塞してしまうという問題がありました。どうしても工程を改善していろいろやろうとしたけれども、アスファルトはどうしても処理できないということで、アスファルトの部分だけ取って保管することにして、それ以外の部分を処理できないかということで検討を東京で行いました。

実は、それ以外の課題があります。安定器の中の小さなコンデンサですけれども、その中に紙とアルミが入っているということがあります。東京事業所は脱塩素化ではなくて水熱酸化処理というもので処理方式が違うのですが、そのアルミが水熱処理を阻害してしまうことが分かってきました。

今お配りしていますが、タイトルが「東京事業所における安定器の処理のこれまでの取り組み」という資料で、表になっていてＡ、Ｂ、Ｃとあります。問題と講じた対策というところに書いてございますけれども、ここを見ていただきたいと思います。

今、最初に申し上げたのはＡの部分です。アルミの問題はＢと書いてある部分です。その素子なのですが、水熱酸化処理は使わずに、別途、加熱と洗浄という工程で処理をしようということに試みました。

もう一つ、Ｃと書いてありますけれども、安定器のコンデンサを固めてあるものです。これについては、当初、洗浄によって卒業させることは困難であるということが分かったものですから、そこに加熱の工程も追加したということで、なかなか分かりにくくて申し訳ないのですが、下に図が二つ、左と右でございますけれども、左のほうが当初の設計をした設備でありまして、右のほうが設備改造をした、工程を変更したというものであります。

右側のＡで、点線で囲ってあるところですけれども、アスファルト型のものは保管することにしたということ。

それから、Ｂのところですが、素子（紙）と書いてあって、左側には加熱して液処理と

いうことを当初考えていたのですが、予備洗浄して加熱をして、洗浄と工程を変更しました。

それから、Ｃのところは、これも予備洗浄、加熱ということで変更をしているということで、追加的な改造をこれでやったということです。

裏側を見ていただきたいのですけれども、工程を変更してもまだ課題があるということで、ＪＥＳＣＯの中に技術部会という専門家の会議があるのですが、樹脂型の安定器がこれで処理可能になるとしても、まだ安定的な処理ができない部分があるということで、さらに、先ほど申し上げたように、東京はトランス、コンデンサと安定器を一緒の施設で一体的に処理をしています。北九州とか北海道みたいに分けていないのです。同じラインで処理をすることになっていまして、トランス、コンデンサの処理の妨げになってしまう。さらに、アスファルト型の安定器の混入がある。先ほど、別途、完全な保管をすると言いましたけれども、処理の中で、どうしても入ってきてしまうと。そうすると、また詰まって動かなくなるという問題があるということで、この安定器を東京で処理していても、全く進まない。仮に数台、月に処理できる可能性があるかもしれませんけれども、設備が止まって全く進まない、別の方式で処理をしたほうがよいという結論を得ました。それを踏まえて、国として、量、北海道と北九州の処理能力を勘案しまして、東京や豊田、大阪では、小型のコンデンサの物は何とか処理できるけれども、それ以外はできないということで、今回のような案を作らせていただいたものです。

【○○委員】

別に新しいことを言うわけではないのです。ただ、それはよく分かりましたけれども、だから東京のものを北海道で処理するという論理は、別の問題で成り立たないと思います。東京、大阪、名古屋という非常に大きな工場がたくさん集中しているところには、少なくとも、もう一つ、新たな工場、または第２施設を造るべきだと思っております。

【○○委員】

東京のことは、今、初めて分かりました。ただ、私どもは気になっているので、事業委員会の議事録の手に入る分については多少目を通しています。事業委員会の役割は本当に果たしているのだろうかという疑問を持ちながらも、そこは、ある意味で先生方を信頼したという部分もあると思うのですが、残念ながら、その点では我々も節穴だったと思っています。

ここで一つ言いたいことがあります。

僕らも含めて、パブリックコメントで何回か意見を出していますけれども、いわゆる市民の声を真剣に耳を傾けたのかという疑問があるのです。というのは、今、結果としては、化学処理ということを前提にしていたけれども、全国的な環境団体の中には焼却処理が一番合理的ですよということを初めから主張している団体がありました。我々もそうい

う情報を見ていました。焼却処理というのは、ただ油を燃やすというだけではなくて、プラズマも含めて、技術的にはいろいろな方法があるわけです。そこに耳を傾けてなかったというのが大きな問題点として残っているのです。つまり、市民の声を本当に聞いていたのかということです。その結果が今の結末だと思っています。

それから、今の事業というのは、皆そうで、ここもそうですが、一つの事業を起こす時には必ず技術的な検討を行って、技術的な提案をして、それを入札で落として仕事をお任せしているわけでしょう。ところが、例えば東京の場合は、できますよと言って手を挙げて、幾らでできるのということで入札した、契約をした、契約どおりにいかなかった。そこが全部曖昧にされているのです。普通の民間ならそんなこと許されませんよ。契約解除ですよ。違約金を取られて、次のことをやらなければいけないはずです。そこを曖昧にして、こうやってきているわけです。これがこの事業の特殊性だと言われたら、私らは言うことがないのですけれども、どうも、その辺が曖昧です。なおかつ、市民の中にきちっとした意見が存在しているにもかかわらず、そこに耳を傾けていません。これが今回の問題の大きさです。

もう一つ、言いたいことを追加すると、先ほどから言っている行方不明、把握していないものをつかむということについては、私個人の経験で言っても、もう１０年近く前から繰り返し、繰り返し主張しているわけですよ。歴代と言ったら失礼ですけれども、課長さんが代わるたびに、課長さんに直訴してきているわけですよ。ところが、本当に今回初めてかなり具体的に、膨大な費用をかけた割には成果は少なかったけれども、努力したということは僕も認めます。こういうのが出たのは初めてです。

問題は、私も市民の一人だから、僕以外の人も恐らく相当言っているはずなのです。そこにきちっと耳を傾けて、専門家の意見をそこに加えて、あるいは、技術者さんたちはたくさん現場で苦労しているわけですから、そこに耳を傾けてやってこなかったという結果が今の結果だと私は思っています。

その点でいけば納得がいかないということもあるし、最後に結論ですけれども、先ほど皆さんも言っているけれども、東京、名古屋については、やはり、あの地域できちっと処理をするということが契約上の問題だと僕は考えています。

【委員長】

今日は、環境省から、促進策を円卓会議でご紹介をいただきました。とにかく、今、１道１５県のＰＣＢを処理されていますし、現に登録されているものは処理し続けなければならないのが現実だと思います。東京の分をどうするかということについては、円卓会議の性格としては、そこで行われる事業所で環境にＰＣＢが排出されなくて、処理に当たっておられる方々への健康問題がないようにということで、最終的には室蘭市、あるいは近隣の市町村の方々が判断をしていただくことになるかと思いますが、前提として、私たちは、今行われていることが少なくとも適正に行われるように、今後ともＪＥＳＣＯで努力

をしていただきたいと思います。

その上で、円卓会議の委員長として道と室蘭、環境省にお願いしたいのは、室蘭市民を含めて道民に処理の対象物が拡大されることを理解していただけるような努力を重ねていただきたいということを申し上げて、本日の円卓会議は終わりにしたいと思います。

今日と明日は市民の方々への説明会もございますので、そこで出されたご意見も踏まえて、次回の円卓会議でその事柄と、あるいは、ほかの事業所でも同じように説明をされていらっしゃると思いますので、他の事業所での説明に対するレスポンスを含めて次回にご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いします。

今日は、どうもありがとうございました。

３．閉　　会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

今、眞柄委員長からもお話があったとおり、今日、午後６時半から中小企業センターで住民説明会、明日は文化センターで午後１時半から住民説明会を行ってまいります。

また、次回の円卓会議については、今のところ２月を予定しているところでございます。委員の皆さんにおかれましては、本日、限られた時間の中で貴重な意見をいただきありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以　　上